

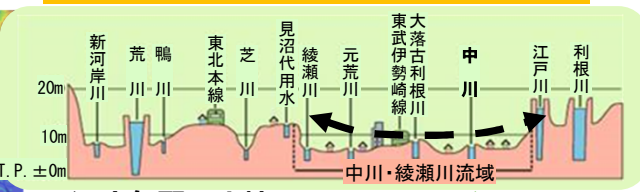
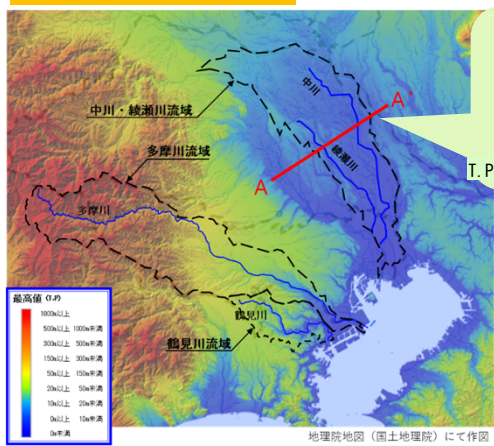
# 「流域治水」の本格的な実践に向けた「利根川水系中川・綾瀬川等」の特定都市河川への指定

## 中川・綾瀬川の特徴

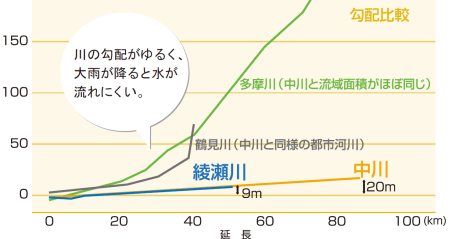
- 中川・綾瀬川流域は、埼玉県南部と東京都東部のほぼ全域が標高20m以下の低平地であり、山地や丘陵地は無く、大雨が降ると降水は河川により流下されずに流域内に湛水する特性があるため、過去から浸水被害が繰り返し発生している。
- 高度成長期以降、首都圏のベッドタウンとして都市化が進行し、人口や資産が集積しており、河川整備のみによる治水対策が困難なことから、昭和55年から総合治水対策協議会を設立し、流域における保水・遊水機能の維持等の総合治水対策を実施してきた。

### <流域の地形地盤高>

### <中川・綾瀬川流域の地形 (A-A'断面)>

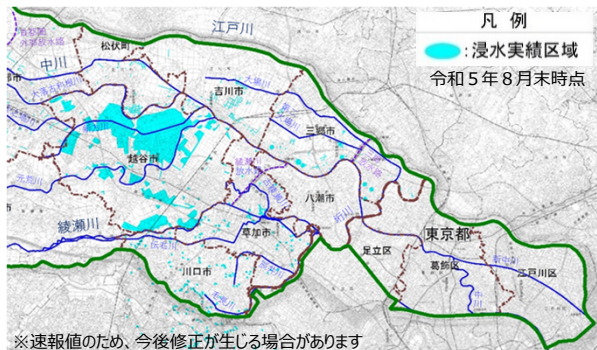


### <河床勾配の比較>



令和5年6月の梅雨前線及び台風第2号による大雨により、埼玉県下流部を中心に約4,000棟の甚大な内水被害が発生。

### 令和5年6月台風第2号による浸水実績 (各区市町からの聞き取り)



**これまでの総合治水対策の取り組みに加えて、特定都市河川の指定により、更なる治水対策の早期推進とともに、水害に強いまちづくりの実現が必要**

## 近年の水害、気候変動による激甚化・頻発化を踏まえた「流域治水」の取組強化

- R4.5～ これまでの度重なる浸水被害、気候変動に伴う水害の発生リスクの増大という新たな課題等を踏まえ、これまでの総合治水対策を生かしながら、将来に渡って安全な流域を実現していくため、流域内の自治体と特定都市河川指定に向けた議論を開始。
- R5.3 流域の都県・市区町を構成員とする「第6回 中川・綾瀬川流域総合治水対策協議会(座長 関東地整局長)」を開催し、流域の方向性として法適用に向けた具体的な検討を進めていくことを確認。
- R5.12 「第7回中川・綾瀬川流域総合治水対策協議会」において、流域における特定都市河川指定の手続きを進めていくことについて、茨城県、埼玉県、東京都及び流域内の28市区町から同意。

## 法的枠組み(特定都市河川制度)を活用した「流域治水」の本格的実践

特定都市河川流域で活用できる法的枠組み・予算・税制等

### 【流域治水対策の方針】

○流域の急激な都市化による遊水機能等の低下や大河川に囲まれた低平地を流下するなどの社会的、地形的要件に加え、気候変動等の影響による豪雨災害の頻発化、激甚化を踏まえ、河川整備を加速するとともに、流域対策として貯留浸透施設や内水ポンプなどの対策、貯留機能保全区域等の指定も活用し、**流域のあらゆる関係者が協働し、流域一体で総合的かつ多層的な浸水被害対策を講じる。**

### ① 氾濫をできるだけ防ぐ・減らす対策

- ・**洪水氾濫対策**  
(堤防整備、河道掘削、高潮対策、排水機場の増強、調節池整備、新規放水路整備、橋梁部対策、耐震対策等)
- ・**内水氾濫対策**  
(排水施設の整備・増強、施設の耐水化、電気設備の高上げ等)
- ・**流域の雨水貯留機能の向上**  
(開発に伴う雨水流出抑制対策の指導・促進、下水道貯留浸透施設、校庭貯留、水田貯留、法指定による貯留機能保全区域の指定等)



洪水氾濫対策(排水機場の増強)

### ② 被害対象を減少させるための対策

- ・**法指定による浸水被害防止区域の指定**
- ・**水災害ハザードエリアにおける土地利用や住まい方の工夫**  
(リスクが高い区域における開発抑制、立地適正化等)
- ・**まちづくりでの活用を視野にした水災害リスク情報の充実**  
(都市浸水想定への明示、多段階な浸水リスク情報の充実等)



流域の雨水貯留機能の向上(校庭貯留)

### ③ 被害の軽減、早期復旧、復興のための対策

- ・**土地の水災害リスク情報の充実**(ハザードマップの整備等)
- ・**避難体制等の強化**(マイ・タイムラインの策定・支援、まるごとまちごとハザードマップの整備促進、避難訓練の実施等)
- ・**関係者と連携した早期復旧・復興の体制強化**  
(自治体職員対象の排水ポンプ車運転講習会の実施等)
- ・**排水施設の稼働状況の共有**・**小型浸水センサの設置**
- ・**排水(内水)ポンプ場の運転ルール等の点検**



避難体制等の強化(まるごとまちごとハザードマップ)